

議題	新規テーマの提案
項目	商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計関連規定について

基準諮問会議への提案の内容

提案者：経済産業省商務流通保安グループ、農林水産省食料産業局

商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計関連規定について

(実務対応レベル)

(提案理由)

近年のエネルギー・資源価格の高騰および乱高下によって、我が国経済は大きな影響を受けている。東日本大震災以降は、LNG や電気の価格は大きく高騰し、最近では、ガソリンや灯油の価格が非常に不安定となっている（ガソリン価格は一時 160 円を超えた）。このような状況下で、予測困難な価格変動を固定化するためのヘッジ取引の重要性が高まっている。しかし、企業がエネルギー・資源の価格に関してヘッジ取引を行うに際して、ヘッジ会計が適用されないケースが生じる点が取引の制約となっている。すなわち、企業としては現物取引の価格ヘッジを行う目的でデリバティブ取引を行ったにも関わらず、会計上ヘッジ取引であったと認められず損益計上されるというケースが多くなっている。例えば、ある企業ではヘッジ目的で行った商品デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されるのは 1 割程度である。また、決算期に近づくと、確定損益に対するボラティリティを避けるために商品デリバティブ取引を減らす企業や、ヘッジ会計が適用されにくいことを理由にヘッジ取引自体を取りやめている企業も存在する。

ヘッジ取引は現物取引の価格変動を固定化するための取引であるため、ヘッジ目的によって行ったヘッジ取引を現物取引と時期を合わせずに損益計上することは、対外的・対内的な財務内容の説明として、経営上の目的を反映しない財務状況を示すことになる。また、金融デリバティブ取引と商品デリバティブ取引は、後者がヘッジ対象とヘッジ手段で別の商品を取引することがある等、大きく性質の異なる取引であるため、両者を全て同様の扱いとするのではなく、商品デリバティブ取引の特性に配慮した対応を行うことが合理的であると考えられる。

以上の状況を踏まえ、ヘッジ会計の実務運用について、商品デリバティブ取引の特性に配慮した対応を行うことを要望する。

なお、上述のとおり、エネルギー・資源価格の高騰・乱高下は日一日と我が国企業に大きな影響を与えていること、経営上の目的を反映しない財務内容の提示はできるだけ早く改善すべきであることから、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「ヘッジ会計指針の明確化」（5(2)①No. 11）について「平成 25 年度検討・結論」とされたところであり、今年度中における一定の対応を要望するものである。

(具体的内容)

[資料(1)-6 参考資料] 参照。

以上